

上尾市告示第 150 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定公金事務取扱者に収納に関する事務を委託したので、同条第 2 項の規定により、次のとおり告示する。

令和 8 年 4 月 20 日

上尾市長 畠山 稔

1 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

(1) 株式会社 N T T データ

東京都江東区豊洲三丁目 3 番 3 号

(2) 株式会社ファミリーマート

東京都港区芝浦三丁目 1 番 21 号

2 指定公金事務取扱者に委託した収納に関する事務に係る歳入等

個人の市民税、固定資産税、軽自動車税、都市計画税及び国民健康保険税並びに地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 41 条第 1 項の規定により市が賦課徴収を行う個人の県民税並びに森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成 31 年法律第 3 号）第 7 条第 1 項の規定により市が賦課徴収を行う森林環境税

3 指定をした日

令和 8 年 4 月 1 日

4 委託をした日

令和 8 年 4 月 1 日